

## 自転車等駐車場定期利用約款

### (総 則)

1. 青梅市が設置し、友輪株式会社（指定管理者）が運営する自転車等駐車場（以下「駐車場」といいます。）を定期的に利用する方は、この約款に記載してある事項を承認のうえ利用するものとします。

### (利用時間帯)

2. 当駐車場は、24 時間開放するものとします。
3. 駐車場管理のための係員（以下「管理員」といいます。）が利用申込の受付、駐車場内の監視等のために勤務する時間及び休日は、利用案内看板に記載します。

### (定期利用の申込等)

4. 定期利用は、使用車種にかかわらず、申し込み順に、1 人 1 台に限って、受付をします。
5. 定期利用をしようとする方は、青梅市有料自転車等駐車場定期利用申請書・使用料減額申請書（以下この 2 種を「定期利用申請書」といいます。）に住所、氏名、電話番号等の個人情報の記入が必要になります。また、定期利用申請書の各項目への記入をもって自転車等駐車場定期利用約款の全項を了承のうえ申し込みをしたこととなります。
6. 月の途中で定期利用をしようとする方は、月末までの承認期間の残日数が 20 日間以下であれば、1 ヶ月の 2/3 及び翌月分以降分、10 日間以下であれば、1 ヶ月の 1/3 及び翌月以降分をお支払いいただきます。

### (定期利用の受付停止、空席待ち)

7. 定期利用の申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。
8. 前項の受付の停止後は、補欠（空席待）申込を受け付け、申込者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空席が生じたときは申し込み順に通知します。
9. 前項の通知は電話で行い、通知後 3 日を経過しても定期利用の申込がないときは、希望がないものとみなして次順位者に通知します。
10. 前項の通知は空席が生じるごとに行い、初回の通知日から 3 ヶ月を越えるときは、契約意思がないものとみなして申込から抹消します。

### (利用手続及び使用料金等)

11. 定期利用の申込及び途中契約を含む契約手続は、条例に定められた方式によるものとします。
12. 契約期間及びこれに対応する定期使用料金は、利用案内看板に記載します。
13. 契約手続を終えた方には、定期利用証及び定期利用券を交付します。
14. 定期使用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が 1 ヶ月以上のものに限り、条例に定められた方式によって還付いたします。（裏面参照）
15. 青梅市もしくは友輪株式会社の責めに帰する事由により駐車場が利用できなくなったときは、その期間に対応する使用料金を還付いたします。

### (減額)

16. 定期利用者で青梅市の区域内に住所を有する方が、次のいずれかに該当するときは、1 月当たり 500 円を定期利用にかかる使用料から減額になりますが、減額の方法及び減額適用期間については条例に順じます。
17. 身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方。
18. 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法 124 条に規定する専修学校及び同法 134 条に規定する各種学校に在学する方。
19. 生活保護を受けている世帯に属する方。

### (定期利用契約の更新)

20. 定期利用契約の更新は、原則として期間満了の月の 20 日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
21. 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、期間内に特に申し出がない限り、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。

### (定期利用券等の再交付等)

22. 定期利用証及び定期利用券は、紛失、毀損等の事実を確認できる場合のほか、再交付しません。
23. 定期利用証及び定期利用券の紛失に起因する損害については、青梅市及び友輪株式会社は、一切の責任を負いません。

### (定期利用券等の返却)

24. 利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期利用証及び定期利用券を返却しなければなりません。

### (自転車の盗難、破損等)

25. 当駐車場は、駐車場所を提供するものであり、自転車（原動機付自転車を含みます。以下同じ。）を預かって保管するものではありませんので、駐車場内における自転車の盗難、破損、損失、焼失、冠水等の事故に係る損失については、青梅市及び友輪株式会社は一切の責任を負いません。

### (利用上の注意)

26. 利用者は、管理員から求められたときは定期利用証を提示しなければなりません。
27. 利用者は、駐車場所の指定があるときは、自転車を所定の場所に正しく駐車しなければなりません。
28. 利用者は、定期利用券を、後輪カバー下部の見やすい位置に確実に貼付しなければなりません。
29. 利用者は、定期利用券を貼付してある自転車の修理等により代車を使用しようとするときは、利用の度、管理員に申し出て代車承認票の交付を受けるものとします。

裏面に続きます。

30. 利用者は、盗難防止のため自転車に頑丈な鍵を備えるようにし、確実に施錠するものとします。
31. 利用者は、盗難防止のため夜間の駐車は避けるようにし、やむを得ない事情によって夜間の駐車をするときは特に安全な施錠をするものとします。
32. 利用者は、駐車場内で、火気の使用またはごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
33. 利用者が、故意または重大な過失によって、駐車場施設、駐車場内の他の自転車または人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければなりません。
34. 利用者は、駐車場内で自転車等に乗って走行してはなりません。
35. 利用者は、駐車場内で原動機付自転車等のエンジンを停止しなければなりません。
36. キックスタンドがないなど、自立して駐車できない自転車は、利用を禁止することがあります。
37. 原動機付自転車は、駐車が可能な排気量であっても、水色の課税標識（ナンバープレート）の車種はミニカーになりますのでご利用できません。
38. 契約期間満了の後、1ヶ月を経過しても引取りがない自転車は、放置車として処分します。
39. 駐車場の利用について不正があったとき、管理員の指示にしばしば従わなかったときは、以後の利用を禁止することがあります。

### 【定期利用券（月別シール）を貼る位置】

後輪の泥除け部分に貼るか、後ろから見て定期利用券が見える位置に貼ってください。



### 【解約について】

#### ①解約ができる期間

駐車場を使用しなくなる月の前月末までに、管理室にお申し出ください。

#### ②必要書類

解約による還付金は、管理室でお受け取りになれません。

青梅市に還付の申請をし、青梅市からお客様の指定する銀行等金融機関への振込になりますので、申請の際は印鑑、還付金をお受け取りになる金融機関の口座番号、口座名義等が必要になります。

#### ③ご契約者（解約をする方）と、解約を申し出た人が異なる場合

ご契約者（解約をする方）と、解約を申し出た人が異なる場合は、委任状が必要になります。

※②③で使用する請求書、委任状等は管理室にご用意してありますので、管理員にお申し付けください。

### 【お問い合わせ先】

青梅駅自転車等駐車場	0428-23-8208
河辺駅北口自転車等駐車場	0428-23-9601
河辺駅南口自転車等駐車場	0428-22-1178
青梅市指定管理者 友輪株式会社	03-5543-2441